

2027 年度 KIPS 国際会議準備資金取扱規程

（目的）

第 1 条 この規程は、公益財団法人日本化学繊維研究所（以下「この法人」という。）の有する KIPS 国際会議準備資金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第 2 条 この法人は、特定資産として、KIPS 国際会議準備資金を設けることができる。

2 KIPS 国際会議準備資金は、2027 年度にこの法人が開催を予定する KIPS 国際会議に充当するための積立金であり、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 18 条第 1 項に規定する特定費用準備資金とする。

（積立）

第 3 条 KIPS 国際会議準備資金には、理事会の決議を受けた金額を積み立てる。

（積立限度額）

第 4 条 前条の規定にかかわらず、KIPS 国際会議準備資金の積立限度額は 3,000,000 円とし、当該金額を超えて積み立てることはできない。

2 前項の積立限度額の算定根拠は、KIPS 国際会議に要する必要額として、2025 年 6 月 16 日に理事会にて承認された見積額とする。

（運用）

第 5 条 KIPS 国際会議準備資金の運用対象は、次のとおりとする。

- 1 金融機関への預貯金
- 2 KIPS 国際会議準備資金は、他の資金と明確に区分して運用しなければならない。

（運用益）

第 6 条 KIPS 国際会議準備資金から生ずる運用益については、当該資金に積立てるものとする。

（取崩）

第 7 条 KIPS 国際会議準備資金は、当該 KIPS 国際会議の準備費及び開催費に充当する場合を除いて、取り崩すことができない。

2 前項の規定にかかわらず、この法人の公益目的事業の遂行上やむを得ない場合には、理事会の決議により、KIPS 国際会議準備資金の全部又は一部を取り崩すことができる。

(備置)

第8条 この規程及びその写しは、当該KIPS国際会議準備資金を支出した事業年度終了の日まで、それぞれこの法人の主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、法令の定める手順に従い閲覧の用に供するものとする。

(変更)

第9条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

1 この規程は、2025年7月1日から施行する。